

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次

条 例

○北海道立自然公園条例及び北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例…………… (自然環境課)	1
○北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例…………… (保健福祉部総務課)	6
○障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例…………… (障がい者保健福祉課)	6
○北海道認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例…………… (子ども未来推進局)	8
○北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例…………… (農政課)	8
○北海道みつばち転飼条例の一部を改正する条例…………… (畜産振興課)	8
○北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例…………… (道路課)	9
○北海道立都市公園条例の一部を改正する条例…………… (都市環境課)	9
○北海道公営企業条例の一部を改正する条例…………… (企業局総務課)	9
○北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例…………… (警察本部会計課)	10
○北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例…………… (警察本部警務課)	11
○北海道立衛生学院条例を廃止する条例…………… (医療薬務課)	11

条 例

北海道立自然公園条例及び北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第18号

北海道立自然公園条例及び北海道自然環境等保全条例の一部を改正する条例

(北海道立自然公園条例の一部改正)

第1条 北海道立自然公園条例(昭和33年北海道条例第36号)の一部を次のように改正する。

目次中「第3章 公園計画及び公園事業(第5条-第9条)」を「第3章 公園計画(第5条・第6条) 第3章の2 公園事業(第7条-第9条の2)」に改める。

第1条中「道立自然公園の指定、保護、利用等に関し必要な事項を定める」を「道内にある優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることにより、道民の保健、休養及び教化に資するとともに、生物の多様性の確保に寄与する」に改める。

第2条第2号中「施設」を「事業」に改める。

「第3章 公園計画及び公園事業」を「第3章 公園計画」に改める。

第5条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「又は公園事業」を削り、「告示しなければ」を「告示し、かつ、その公園計画を一般の閲覧に供しなければ」に改め、同項を同条第2項とする。

第6条の見出し中「及び公園事業」を削り、同条第2項を削り、同条第3項中「前条第3項」を「前条第2項」に改め、「及び公園事業」を削り、同項を同条第2項とし、同条の次に次の章名を付する。

第3章の2 公園事業

第7条第2項中「公共団体は、知事に協議し、その同意を得て」を「公共団体(以下この条及び第7条の4において「公共団体」という。)は、規則で定めるところにより、知事に協議して」に改め、同条第3項中「前2項に規定する者以外の者は」を「国、道及び公共団体以外の者は、規則で定めるところにより」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第2項の協議をしようとする者又は前項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 第2条第3号に規定する規則で定める施設（以下この条において「公園施設」という。）の種類

(3) 公園施設の位置

(4) 公園施設の規模

(5) 公園施設の管理又は経営の方法

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

第7条に次の6項を加え、同条を第7条の2とする。

5 前項の協議書又は申請書には、公園施設の位置を示す図面その他の規則で定める書類を添付しなければならない。

6 第2項の協議をした者又は第3項の認可を受けた者（以下「公園事業者」という。）は、第4項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、公共団体にあっては知事に協議しなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更については、この限りでない。

7 前項の協議をしようとする者又は同項の認可を受けようとする者は、規則で定めるところにより、変更に係る事項を記載した協議書又は申請書を知事に提出しなければならない。

8 第5項の規定は、前項の協議書又は申請書について準用する。

9 公園事業者は、第6項ただし書の規則で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

10 第3項又は第6項の認可には、道立自然公園の保護又は利用のために必要な限度において、条件を付することができる。

第3章の2中第7条の2の前に次の1条を加える。

（公園事業の決定）

第7条 公園事業は、知事が決定する。

2 知事は、公園事業を決定したときは、その概要を告示しなければならない。

3 前2項の規定は、公園事業の廃止及び変更について準用する。

第7条の2の次に次の6条を加える。

（改善命令）

第7条の3 知事は、公園事業の適正な執行を確保するため必要があると認めるときは、前条第3項の認可を受けた者に対し、当該公園事業に係る施設の

改善その他の当該公園事業の執行を改善するために必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

（承継）

第7条の4 公園事業者である法人が合併（公園事業者である法人と公園事業者でない法人の合併であって、公園事業者である法人が存続するものを除く。）又は分割（その公園事業の全部を承継させるものに限る。）をした場合において、合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割によりその公園事業の全部を承継する法人（以下この項において「合併法人等」という。）が公共団体である場合にあっては知事に協議したとき、合併法人等が国、道及び公共団体以外の法人である場合にあっては知事の承認を受けたときは、当該合併法人等は、当該公園事業者の地位を承継する。

2 公園事業者が死亡した場合において、相続人（相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意によりその公園事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下この条において同じ。）がその公園事業を引き続き行おうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後60日以内に知事に申請して、その承認を受けなければならない。

3 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対してした第7条の2第3項の認可は、その相続人に対してしたものとみなす。

4 第2項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る公園事業者の地位を承継する。

（公園事業の休廃止）

第7条の5 公園事業者は、公園事業の全部若しくは一部を休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を知事に届け出なければならない。

（認可の失効及び取消し等）

第7条の6 公園事業として行う事業が他の法令の規定により行政庁の許可、認可その他の処分を必要とするものである場合において、その処分が取り消されたとき、その他その効力が失われたときは、当該事業に係る第7条の2第3項の認可は、その効力を失う。

2 前項の規定により第7条の2第3項の認可が失効したときは、当該認可が失効した者は、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 知事は、第7条の2第3項の認可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の認可を取り消すことができる。

(1) 第7条の2第6項若しくは第9項又は前条の規定に違反したとき。

(2) 第7条の2第10項の規定により同条第3項又は第6項の認可に付された条件に違反したとき。

(3) 第7条の3の規定による命令に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により第7条の2第3項又は第6項の認可を受けたとき。

(原状回復命令等)

第7条の7 知事は、第7条の2第3項の認可を受けた者がその公園事業を廃止した場合、同項の認可が失効した場合又は同項の認可を取り消した場合において、道立自然公園の保護のために必要があると認めるときは、当該廃止した者、当該認可が失効した者又は当該認可を取り消された者に対して、相当の期限を定めて、その保護のために必要な限度において、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合に、これに代わるべき必要な措置を執るべき旨を命ずることができる。

(報告徴収及び立入検査)

第7条の8 知事は、第7条の2第3項の認可を受けた者に対し、この章の規定の施行に必要な限度において、その公園事業の執行状況その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、その公園事業に係る施設に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第3章の2中第9条の次に次の1条を加える。

(規則への委任)

第9条の2 この章に定めるもののほか、公園事業の執行に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条第4項ただし書中「当該特別地域が指定され、若しくはその区域が拡張された際既に着手していた行為(第5号に掲げる行為を除く。)

若しくは同号に規定する湖沼若しくは湿原が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為若しくは第7号に規定する物が指定された際既に着手していた同号に掲げる行為又は」を削り、「行う行為」の次に「又は第3号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項中第15号を第18号とし、第12号から第14号までを3号ずつ繰り下げ、同項第11号中「(以下この号において「指定動物」という。)

」を削り、「指定動物の」を「当該動物の」に改め、同号を同項第13号とし、同号の次に次の1号を加える。

(14) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを放つこと(当該指定する動物が家畜である場合における当該家畜である動物の放牧を含む。)

第10条第4項中第10号を第11号とし、同号の次に次の1号を加える。

(12) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

第10条第4項中第9号を第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

第10条第6項を次のように改める。

6 第4項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時において既に当該行為に着手している者は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすることができる。この場合において、その者は、その規制されることとなった日から起算して3月以内に、知事にその旨を届け出なければならない。

第10条第8項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項の次に次の1項を加える。

8 特別地域内において木竹の植栽又は家畜の放牧(第4項第12号又は第14号

に掲げる行為に該当するものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、知事にその旨を届け出なければならない。

第11条第4項第1号中「第66条第2項の規定により」を「第79条第2項においてその」に、「第56条第1項後段」を「第68条第1項後段」に、「前条第6項」を「前条第6項後段若しくは第8項」に、「第56条第3項」を「第68条第3項」に改める。

第14条第2項中「以下」の次に「この条から」を加える。

第21条第1項第1号中「知事が」を「規則で」に改める。

第22条第1項中「付せられた」を「付された」に改め、同条第2項中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第3項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第23条の見出し中「報告の徴収」を「報告徴収」に改め、同条第2項中「当該職員をして」を「その職員に」に、「立ち入らせ、又は」を「立ち入り、」に改め、同条第3項中「に規定する」を「の規定による立入検査又は立入調査をする」に、「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項及び第2項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第25条第3項及び第38条第4項中「関係者の請求があるときは、これを」を「関係者に」に改める。

第39条中「第22条第1項」を「第7条の7又は第22条第1項」に改める。

第40条第3号を同条第5号とし、同条第2号中「付せられた」を「付された」に改め、同条第4号とし、同条第1号を同条第3号とし、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 第7条の2第6項の規定に違反して、同条第4項各号に掲げる事項を変更した者(同条第3項の認可を受けた者に限る。)

(2) 第7条の2第10項の規定により認可に付された条件に違反した者

第42条中「第21条第2項」を「第7条の3、第21条第2項」に改める。

第43条中第10号を第11号とし、第5号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同条第4号中「による」を「に違反して、」に改め、同条第5号とし、同条第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条

に第1号として次の1号を加える。

(1) 第7条の8第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
第45条を次のように改める。

第45条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第7条の2第9項、第7条の5又は第7条の6第2項の規定に違反して、届出をせず、又は虚偽の届出をした者(第7条の2第3項の認可を受けた者に限る。)

(2) 第13条第6項の規定に違反して、立入認定証を携帯しないで立ち入った者

(北海道自然環境等保全条例の一部改正)

第2条 北海道自然環境等保全条例(昭和48年北海道条例第64号)の一部を次のように改正する。

目次中「第71条」を「第73条」に改める。

第1条中「相まって、」の次に「自然環境を保全することが特に必要な区域等の生物の多様性の確保その他の」を加える。

第13条第2項第2号中「係る」の次に「生物の多様性の確保その他の」を加える。

第15条第1項及び第2項第4号中「施設」を「事業」に改め、同条第3項中「告示しなければ」を「告示し、かつ、その道自然環境保全地域に関する保全計画を一般の閲覧に供しなければ」に改める。

第17条第3項ただし書中「第7号」を「第10号」に、「又は第6号」を「、第6号」に改め、「定めるもの」の次に「又は第7号に掲げる行為で森林の整備及び保全を図るために行うもの」を加え、同項中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号の次に次の3号を加える。

(7) 知事が指定する区域内において木竹を損傷すること。

(8) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生育地でない植物で、当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして知事が指定するものを植栽し、又は当該植物の種子をまくこと。

(9) 知事が指定する区域内において当該区域が本来の生息地でない動物で、

当該区域における自然環境の保全に影響を及ぼすおそれがあるものとして
知事が指定するものを放つこと（当該指定する動物が家畜である場合にお
ける当該家畜である動物の放牧を含む。）。

第17条第3項に次の1号を加える。

(12) 前各号に掲げるもののほか、特別地区における自然環境の保全に影響を
及ぼすおそれがある行為で規則で定めるもの

第17条第7項を次のように改める。

7 第3項の規定により同項各号に掲げる行為が規制されることとなった時に
おいて既に当該行為に着手している者は、その規制されることとなった日か
ら起算して6月間は、同項の規定にかかわらず、引き続き当該行為をすること
ができる。

第56条に次の1項を加える。

3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈して
はならない。

第59条第1項中「付せられた」を「付された」に改める。

第65条中「、第34条」を削り、「50万円」を「100万円」に改める。

第66条を次のように改める。

第66条 第34条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円
以下の罰金に処する。

第67条中「30万円」を「50万円」に改め、同条第1号中「、第18条第3項又
は第30条第1項」を「又は第18条第3項」に改め、同条第2号中「又は第30条
第8項（第31条第2項において準用する場合を含む。）」を削り、「付せられた」
を「付された」に改め、同条第3号を削る。

第71条を第73条とし、第70条を第72条とし、同条の前に次の1条を加える。

第71条 第30条第1項又は第31条第1項本文の許可を受けた者であって、第56
条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規
定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したものは、
20万円以下の罰金に処する。

第69条中「20万円」を「30万円」に改め、同条第3号中「第56条第1項」を
「第17条第3項若しくは第18条第3項第6号の許可を受けた者又は第19条第2
項若しくは第25条第2項の規定により行為を制限され、若しくは必要な措置を

執るべき旨を命ぜられた者であって、第56条第1項」に、「者」を「もの」に
改め、同条を第70条とする。

第68条中「30万円」を「50万円」に改め、同条を第69条とし、第67条の次に
次の1条を加える。

第68条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下
の罰金に処する。

(1) 第30条第1項の規定に違反した者

(2) 第30条第8項（第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定に
より許可に付された条件に違反した者

(3) 第31条第1項の規定に違反して、第30条第2項第1号から第4号までに
掲げる事項を変更した者

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の北海道立自然公園条例
（以下「旧自然公園条例」という。）第7条第2項の同意を得ようとしている
者の申請に係る書類は、規則で定めるところにより、第1条の規定による改正
後の北海道立自然公園条例（以下「新自然公園条例」という。）第7条の2第
4項の規定による協議書及び同条第5項の規定による添付書類とみなす。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧自然公園条例第7条
第3項の認可の申請がされた場合における認可については、なお従前の例によ
る。

4 新自然公園条例第7条の2第9項の規定は、施行日以後に同項に規定する変
更をした者について適用する。

5 新自然公園条例第7条の7の規定は、施行日以後に新自然公園条例第7条の
2第3項の認可に係る公園事業を廃止した者、当該認可が失効した者及び当該
認可を取り消された者について適用する。

6 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
（規則への委任）

7 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要

な経過措置は、規則で定める。

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第19号

北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例（平成12年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「訓子府町」を「訓子府町 大空町」に改める。

附 則

- この条例は、平成25年4月1日から施行する。
- この条例の施行の際この条例による改正後の北海道保健福祉部の事務処理の特例に関する条例別表第1の1の項の左欄に掲げる事務に係る墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）の規定により知事がした報告の徴収その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に同法の規定により知事に対してなされた報告その他の行為で、施行日以後においては大空町長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、大空町長のした報告の徴収その他の行為又は大空町長に対してなされた報告その他の行為とみなす。

障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第20号

障害者自立支援法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例
（北海道病院事業条例の一部改正）

第1条 北海道病院事業条例（昭和42年北海道条例第45号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条第5項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

（北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 北海道指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第100号）の一部を次のように改正する。

第2条中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

第50条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

附則第14項を附則第15項とし、附則第13項の次に次の1項を加える。

（規則への委任）

14 附則第2項から前項までに規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

（北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第3条 北海道指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年北海道条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条中「障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」に改める。

（北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 北海道障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年北海道条例第102号）の一部を次のように改正する。

第2条中「障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための

法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準」に改め、「。以下「基準省令」という。」を削る。

第4条中「障害者自立支援法施行規則」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則」に改める。

(北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 北海道障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第103号)の一部を次のように改正する。

第2条中「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」に改める。

(北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例の一部改正)

第6条 北海道障害者介護給付費等不服審査会の設置等に関する条例(平成18年北海道条例第6号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法(」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(」に、「障害者自立支援法施行令」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令」に改める。

(北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例の一部改正)

第7条 北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障がい児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例(平成21年北海道条例第50号)の一部を次のように改正する。

第9条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、「平成17年法律第123号」の次に「。以下「障害者総合支援法」という。」を加える。

第23条第2号中「地域自立支援協議会(地域で暮らす障がい者の支援に関与する関係者が連携するための協議会をいう。)」を「障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会(市町村が設置するものに限る。)」に改める。

第28条第1項中「障害者自立支援法」を「障害者総合支援法」に改める。
(北海道障害児通所給付費等不服審査会の設置等に関する条例の一部改正)

第8条 北海道障害児通所給付費等不服審査会の設置等に関する条例(平成24年

北海道条例第11号)の一部を次のように改正する。

第1条中「障害者自立支援法(」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(」に、「準用障害者自立支援法」を「準用障害者総合支援法」に改める。

第2条から第4条までの規定中「準用障害者自立支援法」を「準用障害者総合支援法」に改める。

(北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第9条 北海道指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年北海道条例第104号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」に、「同条第2項」を「第28条第2項」に改める。

(北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第10条 北海道地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第106号)の一部を次のように改正する。

第2条中「障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準」に改める。

(北海道福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第11条 北海道福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年北海道条例第107号)の一部を次のように改正する。

第2条中「障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準」に改める。

(北海道立児童福祉施設条例の一部改正)

第12条 北海道立児童福祉施設条例(昭和36年北海道条例第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項及び第3項中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び

社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

北海道認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第21号

北海道認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

北海道認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年北海道条例第78号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「第8項」を「第9項」に改め、同条第8項中「及び」を「又は」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

9 前項の乳児室又はほふく室は、次に掲げる基準を満たさなければならない。

- (1) 乳児室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (2) ほふく室の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 前2号の規定にかかわらず、乳児室及びほふく室を一の部屋として設ける場合の面積は、満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

第8条第1項第1号中「防災」の次に「(自然災害に係る対策を含む。)」を加え、同条中第5項を第6項とし、第2項から第4項までを1項ずつ繰り下げ、第1項の次に次の1項を加える。

2 認定こども園は、子どもに事故が発生した場合においては、速やかにその保護者等への連絡、記録の整備その他の必要な措置を講じるとともに、当該事故が子どもの死亡事故その他重大な事故であるときは、速やかに道に報告しなければならない。

附 則

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の際現に就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項又は第3項の認定を受けている同法第7条第1項に規定する認定こども園（この条例の施行後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）については、当分の間、この条例による改正後の北海道認定こども園の認定の要件に関する条例第6条第9項第3号の規定は、適用しない。

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第22号

北海道農政部手数料条例の一部を改正する条例

北海道農政部手数料条例（平成12年北海道条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表13の項のうち「470円」を「490円」に改め、同表16の項中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に、「ほう群数」を「蜂群数」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、別表16の項の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道みつばち転飼条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第23号

北海道みつばち転飼条例の一部を改正する条例

北海道みつばち転飼条例（昭和32年北海道条例第15号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道蜜蜂転飼条例

第1条中「みつばち」を「蜜蜂」に、「ほう群」を「蜂群」に、「はちみつ及びみつろう」を「蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物」に改め

る。

第2条中「はちみつ若しくはみつろう」を「蜂蜜、蜜ろう、ローヤルゼリー等の蜜蜂による生産物」に、「みつばち」を「蜜蜂」に改める。

第3条第1項中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同条第2項中「ほう群」を「蜂群」に改める。

第4条第2項中「(以下「転飼者」という。)」を削り、「許可証」を「前項の許可証」に改める。

第5条を削る。

第6条第1項中「2万円」を「20万円」に改め、同条第2項を削り、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定は、平成25年5月1日から施行する。
- この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第24号

北海道道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

北海道道路占用料徴収条例（昭和45年北海道条例第28号）の一部を次のように改正する。

別表政令第7条第1号に掲げる物件の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同項の次に次のように加える。

政令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方	1,000	820
政令第7条第3号に掲げる施設	メートルにつき 1年	Aに0.028を乗じて得た 額	

別表政令第7条第2号に掲げる工施用施設及び同条第3号に掲げる工施用材料及び政令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の項中

「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に、「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同表政令第7条第6号に掲げる施設、政令第7条第7号に掲げる施設、政令第7条第8号に掲げる施設及び自動車駐車場、政令第7条第9号に掲げる応急仮設建築物、政令第7条第10号に掲げる器具及び政令第7条第11号に掲げる施設の項中「第7条第6号」を「第7条第8号」に、「第7条第7号」を「第7条第9号」に、「第7条第8号」を「第7条第10号」に、「第7条第9号」を「第7条第11号」に、「第7条第10号」を「第7条第12号」に、「第7条第11号」を「第7条第13号」に改め、同表の備考第7号中「第7条第6号」を「第7条第8号」に、「同条第11号」を「同条第13号」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第25号

北海道立都市公園条例の一部を改正する条例

北海道立都市公園条例（昭和50年北海道条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の11の事項中「の管理棟」の次に「、休憩所」を加え、同事項の表中「管理棟」の次に「及び休憩所」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から起算して5月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

北海道公営企業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第26号

北海道公営企業条例の一部を改正する条例

北海道公営企業条例（昭和39年北海道条例第8号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表二股発電所の項を削る。

附 則

この条例は、平成25年8月31日から施行する。

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道条例第27号

北海道公安委員会手数料条例の一部を改正する条例

北海道公安委員会手数料条例（平成12年北海道条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の項のイ中「の遊技機」の次に「(以下この項において「未認定遊技機」という。)」を加え、同項のイ中「16,000円」を「15,000円」に改め、同項のイ(イ)中「27,000円」を「25,000円」に改め、同項のイ中「法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機が」を「未認定遊技機が」に、「法第20条第2項の認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（同条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機）」を「2,800円（法第20条第4項の検定を受けた型式に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この項において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあつては、5,600円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た金額を加算した金額）を加算した金額に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機）に、「2,700円を減じた額」を「8,000円を減じた金額」に改め、同項のウ(ア)中「15,000円」を「14,000円」に改め、同項のウ(イ)中「27,000円」を「24,000円」に改め、同項摘要欄ア中「9,300円」を「8,600円」に改め、同欄イ中「7,400円」を「6,800円」に改め、同表の9の項のイ中「の遊技機」の次に「(以下この項において「未認定遊技機」という。)」を加え、「3,400円」を「2,400円」に改め、同項のイ中「同項の認定を受けた遊技機以外の遊技機」を「未認定遊技機」に、「3,400円に、当該認定を受けた遊技機以外の遊技機1台ごとに20円（同条第4項の検定を受けた型式に属する遊技機以外の遊技機）」を「5,200円（同法第20条第4項の検定を受けた型式

に属する未認定遊技機以外の未認定遊技機（以下この項において「特定未認定遊技機」という。）がある場合にあつては、8,000円に当該特定未認定遊技機が属する型式の数を2,400円に乗じて得た金額を加算した金額）に、未認定遊技機1台ごとに40円（特定未認定遊技機）に、「2,700円を減じた額」を「8,000円を減じた金額」に改め、同表の11の項のイ中「2,700円」を「2,200円」に改め、同項のイ中「2,720円」を「4,340円」に改め、同項のウ(ア)中「31,700円」を「35,000円」に、「8,200円」を「16,300円」に、「24,700円」を「29,000円」に、「5,900円」を「14,400円」に改め、同項のウ(イ)中「59,700円」を「59,000円」に、「14,700円」を「23,000円」に改め、同項のウ(ウ)及び(エ)中「30,700円」を「35,000円」に、「10,800円」を「19,000円」に改め、同項のウ(オ)中「24,700円」を「29,000円」に、「3,680円」を「12,600円」に改め、同項摘要欄中「同時に」の次に「当該申請に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「それぞれこの項の第3欄に定める金額から2,700円」を「この項の第3欄の規定にかかわらず、この項のアの審査にあつては0円とし、この項のイの審査にあつては40円とし、この項のウの審査にあつてはそれぞれ同欄に定める金額から8,000円」に改め、同表の12の項のイ中「6,300円」を「3,900円」に改め、同項のイ中「18,000円」を「6,300円」に改め、同項のウ(ア)中「1,530,000円」を「1,435,000円」に、「296,000円」を「438,000円」に、「1,141,000円」を「1,128,000円」に、「174,000円」を「338,000円」に改め、同項のウ(イ)中「1,816,000円」を「1,621,000円」に、「399,000円」を「479,000円」に改め、同項のウ(ウ)中「1,193,000円」を「1,148,000円」に、「349,000円」を「482,000円」に改め、同項のウ(エ)中「1,192,000円」を「1,147,000円」に、「348,000円」を「481,000円」に改め、同表の13の項のイ(ア)中「32,300円」を「43,300円」に、「8,100円」を「23,100円」に改め、同項のイ(イ)中「25,300円」を「36,300円」に、「8,100円」を「23,000円」に改め、同項のイ(ウ)中「5,700円」を「21,000円」に改め、同項のイ(ア)中「62,300円」を「68,300円」に改め、同項のイ(イ)中「15,300円」を「30,300円」に改め、同項のウ(ア)中「31,300円」を「42,300円」に改め、同項のウ(イ)中「10,800円」を「26,300円」に改め、同項のウ(エ)中「31,300円」を「42,300円」に改め、同項のウ(イ)中「10,800円」を「26,300円」に改め、同項のオ(ア)中「25,300円」を「36,300円」に改め、同項のオ(イ)中「3,300円」を「19,100円」に改め、同項摘要欄中「同時に」の次に「当該遊技機試験に係る遊技機と同一の型式に属する」を加え、「2,300円」を「1万4,300円」

に改め、同表の14の項のア(ア)中「1,524,200円」を「1,442,000円」に、「290,200円」を「445,000円」に改め、同項のア(イ)中「1,135,200円」を「1,135,000円」に、「290,200円」を「445,000円」に改め、同項のア(ウ)中「168,200円」を「345,000円」に改め、同項のイ(ア)中「1,810,200円」を「1,628,000円」に改め、同項のイ(イ)中「393,200円」を「486,000円」に改め、同項のウ(ア)中「1,187,200円」を「1,155,000円」に改め、同項のウ(イ)中「343,200円」を「489,000円」に改め、同項のエ(ア)中「1,186,200円」を「1,154,000円」に改め、同項のエ(イ)中「342,200円」を「488,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第28号

北海道地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

北海道地方警察職員の定員に関する条例（昭和29年北海道条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第4号中「(警察官である職員に限る。)」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の表の中欄に掲げる階級にある警察官の員数が同表の右欄に定める定員に満たない場合には、その満たない員数の範囲内で、その定員を当該階級より下位の階級の定員に流用することができる。

第2条に次の1項を加える。

5 前項第4号に掲げる職員が職務に復帰した場合において、職員の員数が第1項の表の右欄に定める定員（第3項の規定により定員を流用した場合は、その流用後の定員）を超えるときは、その復帰した日から1年以内の期間に限り、その定員を超える員数の職員を定員のほかに置くことができる。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

北海道立衛生学院条例を廃止する条例をここに公布する。

平成25年3月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第29号

北海道立衛生学院条例を廃止する条例

北海道立衛生学院条例（昭和36年北海道条例第63号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 北海道立衛生学院の卒業証明書、成績証明書その他の証明書の交付の事務に係る手数料については、この条例による廃止前の北海道立衛生学院条例第5条第3項から第5項まで及び第7項の規定は、なおその効力を有する。

（北海道職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正）

3 北海道職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年北海道条例第66号）の一部を次のように改正する。

第14条の5第1項中「衛生学院又は」を削り、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 前項の手当は、月額とし、1月につき3万3,000円とする。

3 再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「3万3,000円」とあるのは、「3万3,000円に勤務時間等条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額」とする。

（住民基本台帳法施行条例の一部改正）

4 住民基本台帳法施行条例（平成14年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の11の項中「北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例」を「北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例」に改める。

（北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例の一部改正）

5 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例（昭和36年北海道条例第84号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

北海道立看護学院等看護職員課程修学資金貸付条例

第1条中「、北海道立衛生学院（以下「衛生学院」という。）」を削り、「医科大学」という。）及び」を「医科大学学部」という。）」に改め、「医科大学大学院」という。）の次に「及び札幌医科大学助産学専攻科（以下「医科大学専攻科」という。）」を加える。

第2条第1号中「衛生学院又は」を削り、同条第2号中「衛生学院又は」を削り、「いう。）」の次に「又は医科大学専攻科」を加え、同条第3号中「衛生学院の看護学科（以下次号を除き「看護学科」という。）又は」を削り、同条第4号中「医科大学」を「医科大学学部」に、「又は看護師」を「、看護師」に改め、「介護予防訪問看護事業所に勤務しようとする者」の次に「又は地域看護学科、助産学科若しくは医科大学専攻科に入学しようとし、かつ、将来それぞれ第1号若しくは第2号に該当する者」を加える。

第6条第1項第1号中「衛生学院若しくは」を削り、「医科大学若しくは医科大学大学院」を「医科大学学部、医科大学大学院若しくは医科大学専攻科」に改める。

第7条第1項第2号中「助産学科」の次に「又は医科大学専攻科」を加え、同項第3号中「看護学科若しくは」を削り、同項第4号中「看護学科又は」を削り、「看護学院」の次に「又は医大看護学科」を加える。

第8条第1項中「第2条第3号」の次に「又は第4号」を加え、同項第2号中「助産学科」の次に「又は医科大学専攻科」を加え、同項第3号中「看護学科又は」を削り、同項第4号中「、かつ」を削り、「従事していない」を「従事せず、かつ、保健師助産師養成機関に在学していない」に改める。

（北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置）

6 この条例の施行の日前において北海道立衛生学院に在学していた者で同日において前項の規定による改正前の北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例の規定に基づき修学資金の貸付を受けているものに係る修学資金については、なお従前の例による。

（北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正）

7 北海道看護職員養成修学資金貸付条例（昭和38年北海道条例第19号）の一部

を次のように改正する。

第1条及び第7条第3号中「北海道立衛生学院、」を削り、「札幌医科大学保健医療学部」の次に「及び札幌医科大学助産学専攻科」を加える。

第9条第1項第2号中「北海道立衛生学院（地域看護学科、助産学科及び看護学科に限る。）」を削り、「（看護学科に限る。）」の次に「若しくは札幌医科大学助産学専攻科」を加える。

（北海道看護職員養成修学資金貸付条例の一部改正に伴う経過措置）

8 この条例の施行の日前において札幌医科大学助産学専攻科に在学していた者で同日において前項の規定による改正前の北海道看護職員養成修学資金貸付条例の規定に基づき修学資金の貸付を受けているものに係る修学資金については、なお従前の例による。